

報告第 2 1 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（網野町下岡 R5.6.6）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第 19 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 10 日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市網野町下岡地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 5 年 6 月 6 日、市長公室職員が京丹後市網野町下岡地内の府道浅茂川下岡線を公用車で走行中、工事による片側交互通行のため、交通誘導員の合図により停止後、再発進したところ、前方に停止中の相手方車両に追突し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 174,220 円

3 損害賠償の相手方 京丹後市網野町所在 法人